

# 監 査 契 約 書

平成 年 月 日

監査委嘱者

監査受嘱者

収入印紙貼付欄	
---------	--

収入印紙は印紙税法第2条による。

本契約書は各葉に契印すること。

## 監 査 契 約 書

監査委嘱者

監査受嘱者

監査委嘱者と監査受嘱者とは、公認会計士法第24条から第24条の3、同法第34条の11から第34条の11の3、金融商品取引法第193条の2及び日本公認会計士協会倫理規則第16条に規定する特別の利害関係のないことを確認し、次のとおり監査契約を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本監査契約（以下「本契約」という。）と一体をなすものとして、監査委嘱者と監査受嘱者とにおいて効力を有するものである。

### 1．監査の目的

金融商品取引法第193条の2第1項に準じた財務計算に関する書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の監査証明

### 2．監査の対象となる事業年度

第 期	自 平成	年	月	日
	至 平成	年	月	日



(3)

7. 監査予定時間数並びに往査場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、監査受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

指 定 社 員	時 間
公 認 会 計 士	
そ の 他	
<hr/>	
計	時 間

(2) 往査場所、時期及び日程

往査場所、時期及び日程については、監査受嘱者の申出に従い、別途協議する。

8. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

9. 経費の負担

10. 特約

(1) 海外会計事務所等への監査業務の委嘱

(2) 裁判の管轄

(3) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

監査委嘱者

監査受嘱者

## 監 査 約 款

### 第 1 条（監査の公共性）

監査委嘱者と監査受嘱者は、監査の公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

### 第 2 条（監査委嘱者及び監査受嘱者の責任）

監査委嘱者の経営者は、法規を遵守し、内部統制を確立維持し、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表を作成し、契約期限又は監査受嘱者が監査を十分に行える時期までに、監査受嘱者に対し提出する責任を有する。

2. 監査受嘱者は、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表の適正性について意見を表明する責任を有する。

ただし、監査受嘱者は自己の意見を形成するに足る合理的な基礎が得られないときは、意見を表明しない。なお、監査意見を表明しない場合も、監査受嘱者の業務は完了したことになることを、監査委嘱者は了解する。

3. 監査受嘱者が監査手続遂行上入手若しくは作成した監査委嘱者に関する諸資料、質問又は確認に対する回答書等で監査委嘱者に対して返還を予定していないものについては、監査受嘱者の所有とする。

### 第 3 条（監査の基準）

監査受嘱者は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。

なお、中間監査は、年度監査と同程度の信頼性を保証するものではなく、中間財務諸表を利用する者の判断を損なわない程度の信頼性を保証する監査として位置付けられていることに留意する。

2. 監査は内部統制に基礎を置く試査により行われる手法であって、監査証拠の多くは監査委嘱者が提供する会計資料に基づき、その信頼の上に行われる手続であり、監査の試査的性格等から、監査には重要な虚偽の表示でさえも、その一部が発見されないまま残る可能性が存在すること、さらには重要性の原則に従った手続であり、その重要性の判断は監査人に任されていることを監査委嘱者は了解する。

### 第 4 条（監査の限界）

監査委嘱者は、財務諸表の作成には監査委嘱者の経営者による見積りや判断が多く含まれていること、監査が原則として試査により実施されること、内部統制には固有の限界があること、また、監査受嘱者が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであることから、監査受嘱者がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示を発見できないことがあることを了解する。

### 第 5 条（監査と不正、誤謬及び違法行為）

監査委嘱者は、財務諸表の監査が監査委嘱者の役員若しくは使用人の不正、誤謬又は違法行為（以下「不正等」という。）を発見し指摘することを目的とするものでないことを確認する。

2. 監査委嘱者は、監査委嘱者の役員若しくは使用人の不正等で財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる又はそのおそれのあるものを知ったときは、速やかに監査受嘱者に報告するものとする。
3. 監査受嘱者は、監査委嘱者の代表者若しくは経理担当役員が自己、他の役員若しくは使用人の不正等を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、当該不正等を知ったとき、若しくは知り得るべきであるとき以降に発生、又は拡大した監査委嘱者の損害については責任を負わない。
4. 監査受嘱者は、監査の実施過程において、監査委嘱者又は監査委嘱者の役員若しくは使用人の不正等が発見した場合は、軽微なものである場合を除き、監査委嘱者の取締役又は監査役に報告するなど適切に対応するものとする。

5. 監査委嘱者は、内部統制を確立し、従業員について監督責任を尽くすなど、不正、誤謬などを防止するための最善の組織を維持する義務があることを了解する。監査委嘱者が内部統制の構築や従業員の監督責任を怠ったために発生した不正等は監査委嘱者の責任であり、監査受嘱者は責任を負わない。

#### 第6条（監査委嘱者の協力）

監査委嘱者は、監査受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう監査受嘱者に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。

監査委嘱者は、監査受嘱者が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を監査受嘱者に提供し、監査受嘱者の書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

#### 第7条（経営者確認書）

監査委嘱者は、監査受嘱者が一般に公正妥当と認められる監査の基準及び中間監査の基準に基づく監査手続の一環として、財務諸表の作成の責任は経営者にあることの確認等を内容とした経営者確認書を監査報告書及び中間監査報告書の交付日に監査委嘱者の経営者から入手することを了解する。

また、上記の経営者確認書のほか、監査委嘱者は、監査受嘱者が監査の実施過程において必要と認めた事項について、監査委嘱者の経営者から書面による陳述を得ることを了解する。

#### 第8条（守秘義務）

監査受嘱者は、業務上知り得た監査委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、監査委嘱者は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 監査受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 監査受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 三 監査受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人からの質問や監査調書の閲覧に応じる場合及び後任監査人に財務諸表における重要な虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合
- 四 監査受嘱者が、自己の利益擁護のため必要やむを得ざる場合

#### 第9条（監査報告書等の利用）

監査受嘱者の作成した監査報告書及び中間監査報告書については、監査受嘱者に無断で転載等をしてはならない。

2. 監査受嘱者が必要と認めた場合には、監査報告書及び中間監査報告書の使用目的や、監査を実施するについて基準とした事項、監査を行うについて限定された事項などを、監査意見に付記することができる。

#### 第10条（利害関係）

監査委嘱者と監査受嘱者は、監査が被監査会社と著しい利害関係を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令及び日本公認会計士協会が定める特別の利害関係に該当する事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

#### 第11条（報酬の改定の申出）

監査委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、あるいは監査対象取引の増加等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、監査受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

**第12条（契約の解除事由）**

次の各号に該当する場合、監査受嘱者は監査委嘱者に対し、本契約を何らの催告することなく直ちに解除することができる。

- 一 監査委嘱者が、法令、定款、その他遵守すべき規則及び規程を遵守しない場合
- 二 監査委嘱者の株主、役員及び利害関係者等に反社会的な団体若しくは個人が存在することが判明したとき、又は監査委嘱者の実質的な主要株主が把握できない場合
- 三 監査委嘱者がその資産の保有等に関する適切な内部統制の整備、法的・物理的な措置をとらない場合
- 四 監査委嘱者の役職員が監査受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合など、監査受嘱者の監査委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合

**第13条（契約の解除・終了）**

監査委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったとき（前条の規定により本契約が解除されたときを含む。）は、監査受嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、監査委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を監査受嘱者に支払う。

- 2．監査受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、監査委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、監査受嘱者は、既に受領した報酬を監査委嘱者に返還するものとする。
- 3．監査委嘱者及び監査受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第10条に定める利害関係が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
- 4．本契約が解除又は終了した場合、監査受嘱者は、後任監査人から引継ぎの協力を要請されたときは、監査委嘱者の了解を得て、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、監査委嘱者は、監査受嘱者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。

**第14条（損害の賠償）**

監査委嘱者又は監査受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

- 2．監査受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者の損害について、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、損害賠償責任を負わない。
- 3．前項において監査受嘱者が監査委嘱者に対して損害賠償責任を負う事由に関し、監査委嘱者又はその役員若しくは幹部社員に過失あるときは、監査受嘱者の損害賠償の責任又はその金額を定める際に斟酌し減免するものとする。

**第15条（その他）**

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

- 2．前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。